

第5節 ごみの適正な処理等に関する基本的事項

5-1 収集・運搬計画

1) 収集・運搬方法

収集・運搬計画は、表4-5に示すとおりです。

家庭から排出されるごみを迅速、かつ衛生的に処理を行うため、収集方式や収集頻度の適正化の検討を行い、住民サービスの向上に努めます。このほか、松阪市の多くの集積所が自治会の協力による維持管理となっており、ごみ集積所の整備について引き続き必要な支援を行います。

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外は、事業系一般廃棄物として処理されます。一般廃棄物の収集運搬許可業者が令和元(2019)年12月より、一時多量の家庭系一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「家庭系収集運搬許可業者」という。）と事業系一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「事業系収集運搬許可業者」という。）に分かれることになりました。事業系一般廃棄物の収集・運搬方法については、事業系収集運搬許可業者や事業者本人に持ち込んでもらい、適正な排出と処理が行われるよう啓発や検討に努めていきます。併せて、引っ越しなどに伴い発生する一時多量ごみは、本人または同一世帯の家族が持ち込むか、松阪市が許可する家庭系収集運搬許可業者へ依頼することとなります。

2) 一般廃棄物処理業の許可等

現在、松阪市における収集運搬の許可業者は、事業系収集運搬許可業者が34社、家庭系収集運搬許可業者が57社となっています（令和4(2022)年6月1日現在）。

収集・運搬の許可については、今後の社会経済状況の変動やごみ排出量の推移を見極めたうえで、必要に応じて検討を加えることとします。新規における許可にあっては、ごみ排出量の推計に対し、現在許可している業者数及びごみ処理能力を超えた場合に行うものとします。ただし、市が許可している一般廃棄物処分業者が当該許可にかかる廃棄物を収集運搬する場合は、協議の上許可をすることができることとします。